



2013 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 高砂香料工業株式会社

代表者 取締役社長 井垣 理太郎

(コード番号 4914 東証第 1 部)

問合せ先 取締役管理・企画開発本部長 松本裕幸

Tel 03-5744-0523

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、2007 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認の下に当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することを決議し、同年 6 月 28 日開催の当社第 81 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、2010 年 6 月 25 日開催の当社第 84 回定時株主総会において、その一部を修正した上で、更新（以下、更新後の買収防衛策を「現行プラン」といいます）しておりますが、現行プランの有効期間は 2013 年 3 月期の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

当社は、現行プランの有効期間満了に先立ち、更新の是非も含め買収防衛策の意義と必要性を改めて検討してまいりました。その結果、2013 年 4 月 30 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を引き続き維持することを確認した上で、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは「技術立脚の精神に則り、社会に貢献する」の企業理念の下、常に香料及びその関連技術の最先端の研究を続け、フレーバー製品、フレグランス製品の原料提供を通じて消費者に高付加価値な製品を提供しております。また、医薬中間体を中心とするファインケミカル事業の分野においても、グローバル市場での厳しい競争環境にもかかわらず世界的に高い評価を得ております。

その結果として、当社グループは、国内香料業界のリーディングカンパニーであると同時に、アジア唯一のグローバル香料会社としてのポジションを築き上げ、世界でも屈指の香料会社に成長してまいりました。

このような当社の持続的な競争優位性・企業価値を支えているものは、次の諸点と考えております。

① 長年培ってきた技術力とそれを基盤とした事業シナジー

長年培ってきた高品質且つ高付加価値の合成香料の製造及び医薬中間体の開発をはじめとするファインケミカル事業を支える不斉合成技術・触媒反応等の技術。またこれらの技術を基盤として、有機的・無機的一体として結合している4つの事業の強みを活かしながら事業展開することによる、競合他社には無い独自のシナジー効果の発揮。

② 多様な嗜好性への深い理解とそれを活かす創香の経験やノウハウ

消費者の多様な嗜好性に対応するお客様の商品開発を強力に下支えするための創香に関する経験と技術的な蓄積。さらには、少量多品種かつ変化の激しい香料市場において、お客様の要望に迅速に対応するために確立された生産・供給体制。

③ 厳しい安全性基準を満たす製品への高い信頼と、これを維持するノウハウ

その性格上非常に厳しい安全性を求められる香料製品について、関連法令はもとより、厳格な社内基準をも満たす当社製品の高い品質・安全性とそれを維持管理するために長年に亘り蓄積された情報により確立されたシステム。

④ グローバルに経営資源を有効活用できる組織体制

各事業で蓄積されたノウハウを海外拠点も含めた当社グループで共有・有効活用し、世界規模で営業展開するグローバルなお客様への対応やグローバル事業展開を図るために確立された業務推進組織体制。

以上の強みを生かし、当社は今後も成長してまいります。

しかし、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、株式の大量買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、長年にわたり蓄積してきた膨大なノウハウと高い技術力に裏打ちされた当社独自の事業展開によるシナジー効果の評価、さらにはあらゆる消費財と地域の嗜好に対応した多品種な香料製品を提供する当社の企業価値の評価は困難であり、当社の企業価値の適正な評価には時間を要する上に、買付の条件等が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当でないかについて慎重な判断を要します。

また、当社の4事業の一部が売却されるようなことがあれば、各事業分野の有機的結合により実現される大きなシナジー効果が失われるおそれが高く、また、長期的視点に立つての研究開発及び品質・安全性に対する継続的な投資が行われませんと、技術的基盤が弱体化するのみならず、当社製品の高い安全性への信頼が損なわれ、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際には、主として次の種類の買付行為を行う株主は、当社の企業価値・株主共同の利益の観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。具体的には、大量買付行為のうち、①後述の本プランに定める手続を遵守しない買付、②当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害

するおそれのある買付、③強圧的二段階買付等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、④買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社のお客様、取引先、従業員等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付を行う場合、当該買付行為を行う株主は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。

2. 当社基本方針の実現に資する取組みについて

当社グループは、創立 100 周年を迎える 2020 年に向けて世界トップクラスの香料会社となることを長期ビジョンとした『NEW TAKASAGO GLOBAL PLAN』を推進しております。

この長期展望を見据え、当社グループは、「顧客の信頼をもとにしたサステナブル経営を目指す。」

「2020 年に向けた長期的な成長を図るため利益体質の改善に取り組む。」を中期経営ビジョンとして掲げ、中期経営計画『NEW TAKASAGO GLOBAL PLAN (GP-2)』（2012-2014 年度）に取り組んでおり、GP-2 のビジョンの下、当社グループのブランド価値と企業価値、及び株主共同の利益の向上を追求いたしております。

中期経営計画における骨子は次の通りです。

「グループ基本戦略」

① グローバルでの全体最適の追求

グループ経営資源の一元管理体制によるグローバルでの効率化を図る。

② 差別化によるブランド確立

確かな品質の提供、優位性のある技術、差別化された付加価値の創造により顧客と一緒に高砂ブランドを築いていく。

③ 技術革新による優位性の確立

消費市場の革新的な商品開発に寄与できる技術・素材の開発により、顧客・消費者を満足させる製品を提供していく。

④ サステナブル経営の追求

社会と共存する開かれた企業を目指す。

このような、競争優位性を確立し永続的な成長を実現するための取組みにより、ブランド価値と企業価値、及び株主共同の利益の向上を追求してまいります。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

（1）本プランの目的

本プランは、当社株式に対する買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた際に、買付を行う者又はその提案者（以下総

称して「買付者」といいます。) に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量買付 ((2)(a)に定義されます。) を行う旨の提案を受けている事実はありません。

(2) 本プランの発動及び不発動に係る手続

(a) 対象となる買付

買付者により以下のいずれかに該当する買付（以下「対象買付」といいます。）がなされたときに、本新株予約権（3. (4)に定義されます。以下同じ。）の無償割当てをするか否かを検討します。買付者は、本プランに従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。

① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付

② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者は、買付の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び買付説明書 ((d)に定義されます。) における使用言語は日本語に限りします。

(c) 特別委員会の設置

当社取締役会は、意向表明書を受領したとき、又は対象買付がなされる可能性がある場合、特別委員会規則（その概要については別紙 1 のとおりです。）に従い、速やかに特別委員会を設置します。

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において、別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。

当社取締役会は、特別委員会の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣及び買付者からの独立性が高い、社外役員及び外部有識者の中から特別委員会の委員を選定します。特別委員会の委員は原則 3 名とします。なお、外部有識者は、選任時に、社外取締役及び社外監査役の資格要件を満たす者に限り、かつ、当社の特定関係事業者の業務執行者、又は、当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬を除きます。）を受ける予定があり若しくは過去 2 年間に受けていた者を除きます。なお、特別委員会が設置された場合の委員については、現時点においては別紙 2 記載の 3 名を予定しております。

(d) 買付者に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から 10 営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の書式（買付者が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者に対して交付いたします。対象買付を行う買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、別紙 3 に定める情報を含む買付者の買付内容の検討のために必要な情報（以下「必要情報」といいます。）を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に提供するものとします。

特別委員会は、買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接又は間接に必要な情報を追加提出するよう求めることがあります。また、当社は、買付者が当社に対して必要情報の提供を完了した場合には、速やかにその旨を開示いたします。

(e) 買付内容の検討、買付者との交渉

① 当社代表取締役に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者から買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報が提出された場合、当社代表取締役に対しても、特別委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見及びその根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求します。

② 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者から十分な必要情報が記載された買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報を受領した後、原則として最長 60 営業日の間、買付者の買付内容の検討、当社代表取締役が提示する代替案の検討、買付者と当社代表取締役の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、特別委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取します。その上で、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するという観点から買付内容を検討します。なお、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付内容を改善させるために、特別委員会は、必要に応じ、直接又は間接に買付者と協議、交渉を行います。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。また、買付者は、特別委員

会の検討期間が満了するまでは、買付を実行することができないものとします。

特別委員会の判断が企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものとなるように、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 情報開示

特別委員会は、その判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報の概要、買付者の買付内容に対する当社代表取締役の意見、当社代表取締役から提示された代替案の概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と特別委員会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

(f) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものとします。なお、特別委員会は、以下の手続に従い行われる勧告の内容及びその理由、その他の事項（下記③に従い特別委員会の検討期間を延長する旨の決議を行う場合には、その旨及び延長期間・理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

① 特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による買付が(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを勧告します。なお、特別委員会は、買付について(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」(b)乃至(d)の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

② 特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉の結果、買付者による買付が(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しなくなるか、該当しても本新株予約権の無償割当てをすることが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てをしないことを勧告します。なお、買付者が本プランに定める手続を遵守した場合、当社取締役会は、買付者による買付が(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」(b)乃至(d)に定めるいずれかに該当する場合でない限りは、仮に当該買付に反対であったとしても、反対意思の表明、代替案の提示、株主の皆様に対する説明等を行うにとどめ、原則として本プランを発動いたしません。

③ 特別委員会が本プランの発動の延期を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会の検討期間の満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内（原則として 30 日間を上限とします。）で、特別委員会の検討期間を延長する旨の決議を行うことがで

きます。

(g) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告に従い本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の決議を行うものとします。但し、(h)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

(h) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i) (f)①に従い、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)ある買付について(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」(b)乃至(d)の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者による買付が以下のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められる場合、(2)「本プランの発動及び不発動に係る手続」に定める手続により、本新株予約権の無償割当てを行います。

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付である場合

(b) 以下に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合

- ① 株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

(d) 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社のお客様、取引先、従業員等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付で

ある場合

(4) 本新株予約権の内容

本プランが発動されることとなった場合、当社は、(i)買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び(ii)当社が当該買付者以外の者から当社株式 1 株と引き換えに新株予約権 1 個を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して無償割当ていたします。本新株予約権のその他概要については、別紙 4「本新株予約権の概要」をご参照ください。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2013 年 3 月期の定時株主総会の終結の時から 2016 年 3 月期の定時株主総会の終結の時までの 3 年間とします。

本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、本プランの有効期間中に定時株主総会で承認いただく本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、その内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本更新についての株主総会での承認

本更新は、本年 6 月開催予定の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に行われることとしています。

5. 本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(1) 株主意思の反映

本更新は、本年 6 月開催予定の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に行われることとしています。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は 1 年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1 年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

(2) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、社外役員及びこれに準じた独立性を有する外部有識者を委員とする特別委員会を設置します。これにより、当社経営陣の恣意的判断を

排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えています。

更に、特別委員会の判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報の概要、買付者の買付内容に対する当社代表取締役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

(3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

(4) 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本更新時に株主の皆様に与える影響

本更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手續等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、別紙4「本新株予約権の概要」7.に定める本

新株予約権を行使することができない買付者（以下「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合には、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。なお、本新株予約権の無償割当てを実施する場合、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様には本新株予約権が無償にて割り当てられます。

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様には交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただくことがあります。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者が買付を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知をいたしますので、その内容をご確認ください。

以上

特別委員会規則の概要

- ・ 当社は、意向表明書を受領したとき、又は対象買付がなされる可能性がある場合、速やかに、当社取締役会の決議により、特別委員会を設置する。
- ・ 特別委員会の委員は、原則として3名とし、当社の業務執行を行う経営陣及び買付者からの独立性が高い、社外取締役、社外監査役及び外部有識者の中から、当社取締役会が選任する。但し、外部有識者は、選任時において、①社外取締役及び社外監査役の資格要件を満たす者であること、かつ、②当社の特定関係事業者の業務執行者、又は、当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬を除く。）を受ける予定があり若しくは過去2年間に受けていた者のいずれでもないことを要する。
- ・ 特別委員会委員の任期は、就任の時から2016年3月期の当社定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった特別委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 特別委員会は、本プランに従い、以下の各号に記載される事項について決定を行い、また、その決定の内容を理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。特別委員会委員は、かかる決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる対象買付への該当性の判断
 - ② 買付者及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者の対象買付の内容の検討
 - ④ 買付者との協議・交渉
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥ 特別委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会招集の要否の判断
 - ⑧ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
- ・ 特別委員会は、買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、必要情報を追加提出するよう求める。特別委員会は、買付者から買付説明

書及び特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報が提出された場合、当社代表取締役に対しても、特別委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見及びその根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求する。

- ・ 特別委員会は、買付者の買付内容の検討、当社代表取締役が提示する代替案の検討、買付者と当社代表取締役の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行う。また、特別委員会は、株主の意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員等からも必要に応じた意見を聴取する。
- ・ 特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付内容を改善させるために、必要に応じ、直接又は間接に買付者と協議、交渉を行う。
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- ・ 各特別委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
- ・ 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員の3分の2以上が出席（会議電話及びテレビ電話による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

特別委員会委員候補者の略歴

野依 良治

昭和 47 年 8 月 名古屋大学理学部教授
平成 8 年 4 月 同大学大学院理学研究科教授
平成 9 年 1 月 同大学大学院理学研究科長・理学部長(併任)
平成 13 年 6 月 当社取締役(現在に至る)
平成 15 年 10 月 同大学特任教授
平成 15 年 10 月 独立行政法人理化学研究所理事長(現在に至る)
平成 16 年 10 月 同大学特別教授(現在に至る)

荒井 英夫

昭和 53 年 4 月 大蔵省(現財務省)入省
平成 18 年 7 月 国税庁長官官房審議官
平成 19 年 7 月 国税庁課税部長
平成 21 年 7 月 東京国税局長
平成 23 年 7 月 税務大学校長
平成 24 年 6 月 当社常勤監査役(現在に至る)

吉田 康

昭和 57 年 4 月 東京弁護士会登録(34 期)
昭和 59 年 4 月 吉田康法律事務所開設(現在に至る)

必要情報

- ① 買付者及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び組合員その他の構成員（ファンドの場合）を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付の価格の算定根拠
- ④ 買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付後における当社グループのお客様、取引先、従業員等への対応方針
- ⑦ 買収提案に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき競争法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得可能性
- ⑧ 買付後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性及び各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑨ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、原則として、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は1円とします。

6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記9項②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

7. 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者⁹、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹⁰、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹¹（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」といいます。）は、一定の例外事由¹²が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、適用法令に従い、下記9項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

8. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

9. 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

⁹ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁰ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹¹ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

¹² 具体的には、(x)買付者が新株予約権無償割当て決議後に買付を中止若しくは撤回又は爾後買付を実施しないことを誓約するとともに、買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合、かつ、(y)買付者の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、(i)当該買付の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができるなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、原則として本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、原則として本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

以上

当社の株式の状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

■ 発行可能株式総数	3 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 株
■ 発行済株式総数	1 0 0 , 7 6 1 , 9 8 8 株
■ 株主数	6 , 9 0 4 名

■ 大株主の状況

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	11,217	11.3
日本生命保険相互会社	8,640	8.7
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	4,735	4.8
クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド・ヒールー オムニバス クライアント アカウト	4,280	4.3
共栄火災海上保険株式会社	3,754	3.8
中江産業株式会社	3,603	3.6
株式会社みずほ銀行	3,023	3.0
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	2,730	2.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,449	2.5
株式会社紀陽銀行	2,359	2.4

（注） 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数（1,532,570 株）を控除して計算しております。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数には信託業務に係る株式数が含まれております。